

川崎市要保護児童対策地域協議会麻生区実務者会議設置要綱

(平成31年4月1日 30川麻地支第570号区長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第6条の3第5項に規定する要支援児童等及び同条第8項に規定する要保護児童(以下「要保護児童等」という。)の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、川崎市が設置している川崎市要保護児童対策地域協議会(「川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成18年4月1日18川健ここ第18号)において定める協議会」)に麻生区における実務者会議(以下「麻生区実務者会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 麻生区実務者会議は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 法第25条の2第2項に規定する要保護児童等に関する情報交換及び要保護児童等に対する支援の内容に関すること
- (2) 要保護児童等に関する広報・啓発活動及び研修に関すること
- (3) その他麻生区実務者会議の設置目的を達成するために必要な活動に関すること

(組織)

第3条 麻生区実務者会議は、代表者部会及び連携調整部会によって組織する。

(会長)

第4条 麻生区実務者会議に会長を置き、麻生福祉事務所長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、麻生区実務者会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(実務者会議)

第5条 麻生区実務者会議は、別表1に掲げる行政機関、法人及び児童福祉に関連する職務に従事する者等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、麻生区実務者会議名簿を作成し、前項に定める構成機関の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(代表者部会)

第6条 麻生区代表者部会は、麻生区実務者会議が円滑に機能するための環境整備等を目的とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 麻生区実務者会議の年間活動方針に関する事
- (2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動や研修に関する事
- (3) その他麻生区実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 麻生区代表者部会に委員長及び委員を置くことができる。

- (1) 委員長は、麻生区実務者会議の会長が兼任する。
- (2) 委員は、構成機関から会長が指名する者をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総理し会議を代表する。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 麻生区代表者部会は会長が招集し、事務局を麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課に置く。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(連携調整部会)

第7条 麻生区連携調整部会は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）と児童相談所において要保護児童等の支援が円滑に実施されるよう、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等とその支援に係る情報共有、支援方針、主担当機関の決定等に関すること
- (2) 支援を行っている事例の総合的把握（事例の評価及び支援方針の検討）に関すること
- (3) その他麻生区連携調整部会の設置目的を達成するために必要な事項
(麻生区実務者会議調整機関の業務)

第8条 川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱第10条で指定された麻生区実務者会議調整機関の業務はおおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻生区実務者会議の事務の総括に関する業務
 - ア 麻生区実務者会議における協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること
 - イ 麻生区実務者会議の議事運営に関すること
 - ウ 麻生区実務者会議に係る資料の保管に関すること
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する業務
 - ア 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること
 - イ アにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等などの連絡調整に関すること

(守秘義務)

第9条 委員及び第6条第4項に定める麻生区実務者会議に出席した者は、正当な理

由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、麻生区実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

川崎市要保護児童対策地域協議会麻生区実務者会議 構成機関（順不同）

関係機関名	
1	麻生区医師会
2	神奈川県麻生警察署
3	麻生区社会福祉協議会
4	麻生区民生委員児童委員協議会
5	麻生区民生委員児童委員協議会主任児童委員部会
6	かわさき市民活動センター
7	NPO法人児童育成会 コッコロ
8	白山愛児園
9	はくさん児童家庭支援センター
10	至誠館さくら乳児院
11	かわさきさくら児童家庭支援センター
12	北部地域療育センター
13	川崎市幼稚園協会
14	川崎保育会
15	川崎市立保育園
16	川崎市立小学校長会 麻生支部
17	川崎市立中学校長会 多摩・麻生地区
18	神奈川県立麻生養護学校
19	新百合ヶ丘総合病院
20	こども未来局北部児童相談所
21	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	